

保護預り約款 新旧対照表

下線部分変更

変更前	変更後
<p>(解約)</p> <p>第 16 条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>① (省略)</p> <p>②第 20 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</p> <p>③お取引及び保護預り証券のお預り残高がなくなった後、当社が定める期間を経過した場合</p> <p>④お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑤お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑥お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑦やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第 20 条 この約款は、法令の変更、<u>監督官庁の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、変更されることがあります。なお、この約款の内容が変更され、お客様の従来の権利を制限するもしくは新たな義務を課すことになる場合には、その変更内容をご通知させていただきます。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときには、同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(解約)</p> <p>第 16 条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (削除)</p> <p>②お取引及び保護預り証券のお預り残高がなくなった後、当社が定める期間を経過した場合</p> <p>③お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>④お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑤お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑥やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第 20 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>